

風向き等による放射性物質の飛散状況，降雨などの諸条件で，一時的に数値が低下しても，再度上昇する可能性がある。一時的な数値の変動による出荷制限の変更は，かえって国民の不安と不信を招くこととなるので，出荷制限の解除には，一定程度の期間，数値を観察することが必要である。

(5) 迅速な情報公開

暫定規制値を大幅に超える高濃度に汚染された食品等が検出された場合や，想定外の場所で暫定規制値を超えた食品が検出された場合に，その原因究明のために，一定期間公表を遅らせるといった措置をとることは，かえって，公表に対する国民の信頼を失わせ，不安を増大させるだけであるから，情報は，迅速に公開される運用とすべきである。

(6) 胎児（妊婦），乳幼児に対する特別な対応

放射線による影響を強く受けやすい，胎児（妊婦），乳幼児については，規制値の設定や栄養不足，水不足などに陥らないような措置に関し特別な対応をすべきである。

7 独立した事故調査委員会の人選の透明性確保の必要性について

枝野幸男内閣官房長官は，2011年4月3日，「事故の検証は客観性が高い枠組みで進めなければならない。事故対応に遅れを及ぼさない範囲なら，できるだけ早く進めるべきだ。」，「政府，経済産業省，原子力安全・保安院，原子力安全委員会も検証を受ける立場だ。実質的な独立性が必要だろう。」と述べ，事故調査委員会の設置に言及したとされている。この基本的な考え方は，当連合会も，賛成である。

今回の事故の真相を究明し今後の事故防止に資するためには，事故調査委員会が，真に独立した第三者機関として設置・運営されなければならない。そのためには，委員の人選・人数について，これまで以上に慎重な配慮が求められる。具体的には，委員には国の原子力に批判的な人材を含めて，国民各層の多様な意見が反映されるようにし，また人選の過程・基準の透明性を図るため，委員の学歴・職歴・著書・論文などのほか，原子力発電に関する過去の発言もまとめた上で，これらに関する情報の公開を徹底すべきである。

第5 外国人の権利保障

1 在留資格

被災によって職場や研修先を失った場合に，在留資格の取消を行わず，